

判決年月日	平成25年2月28日	担当 部	知的財産高等裁判所 第4部
事件番号	平成24年（行ケ）10205号		
○口腔内投与のためのニコチンを含む液体医薬製剤の発明において、液体製剤に係る引用発明1に、引用発明2及び3を組み合わせることで液剤をアルカリ性化することに動機付けを認めることはできず、阻害事由が認められるとして、これと異なる審決の判断に誤りがあるとした事例			

（関連条文）特許法29条2項

本件は、原告が、発明の名称を「口腔内投与のためのニコチンを含む液体医薬製剤」とする特許出願に対する拒絶査定不服審判の請求について、特許庁が同請求は成り立たないとした本件審決の取消しを求める事案である。

本件は、次のとおり判示して、本願発明は、引用発明1に、引用発明2及び3を組み合わせることにより、当業者が容易に発明をすることができたものということとはできないとし、審決を取り消した。

「引用例2及び3には、口腔粘膜からのニコチン吸収がアルカリ環境で促進されることが開示されているということができる。しかしながら、引用発明1は、使用者の好みに応じて、口腔粘膜のみならず鼻腔粘膜や気道などからもニコチンが吸入されることを念頭においた薬剤であるから、口腔粘膜からの吸収を特に促進する必要性を認めることはできないし、引用例1には、口腔粘膜からの吸収を特に促進させる点に関する記載や示唆も存在しない。したがって、引用発明1に、引用発明2及び3を組み合わせることについて、動機付けを認めることはできない。」

「本願優先日当時、鼻腔や肺に投与されるニコチン溶液は通常pH5ないし6程度の酸性であって、ニコチンが遊離塩基になりやすいアルカリ性では、生理的に悪影響があることが周知であったということができる。したがって、引用発明1の薬剤をアルカリ性化することには、阻害事由が認められる。」

「よって、本願発明は、引用発明1に、引用発明2及び3を組み合わせることにより、当業者が容易に発明をすることができたものということとはできない。」